

一般財団法人大船渡市スポーツ協会後援等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人大船渡市スポーツ協会（以下「市スポ協」という。）が、体育・スポーツの振興を図り、もって市民の健康増進及び体力の向上に寄与する大会等の事業について、後援又は協賛（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市スポ協が当該事業の趣旨に賛同し、名義の使用のみを援助するもの
- (2) 協賛 市スポ協が当該事業の企画又は実施に直接参画はしないが、当該事業の趣旨に賛同し、協力するもの

(基準)

第3条 市スポ協は、第1条に規定する市民を対象とする事業で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、適当と認められるものについて、後援等を承認することができる。

- (1) 市スポ協加盟団体が行う事業
- (2) 前号のほか、国、公共団体、公共的団体又はこれらが育成する団体が行うもの
- (3) 前各号のほか、特に市体協が認めるもの

(後援等を行わない事業)

第4条 次の各号に該当する事業に対しては、後援等を行わない。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とした事業
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
- (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加者から参加料を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上、やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) その他、協会において後援等を行うことが不適当と認められる事業

2 後援等の事業の実施について、申請と異なる内容が判明した場合又は関係法令に違反したときは、後援等を取り消すことができるとともに、以後、後援等を行わないことができる。

(申請等)

第5条 後援等の承認を受けようとする者は、当該事業を実施する2週間前までに、後援・協賛承認申請書を市スポ協に提出しなければならない。

2 市体協は、後援等の承認を決定したときは、申請者に対し、後援・協賛承認通知書を通知するものとする。

(承認事項の変更)

第6条 前条の規定による後援等の承認を受けた者が、当該事業の内容等を変更したときは、直ちに、後援・協賛承認事項変更届を提出しなければならない。

なお、変更後内容等が第4条に該当する場合は、後援等を取消することができる。

(報告書の提出)

第7条 市スポ協が後援等の承認を行った事業については、速やかに事業報告書とパンフレット等実施状況がわかる書類を添付して提出をしなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市スポ協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月16日から施行する。

後援・協賛承認申請書

令和 年 月 日

一般財団法人大船渡市スポーツ協会会長 殿

申請者 所在地

団体名

連絡先

次の事業につきまして、【 後援 ・ 協賛 】していただきますよう申請いたします。

1	事業の名称		
2	事業の内容		
3	市体育協以外の 後援・協賛団体等		
4	対 象 者		
5	参加予定人数		
6	開催日又は期間		
7	開催場所（会場）		
8	料金徴収の有無		有 円 ・ 無
9	連 絡 責 任 者	氏 名	
		住 所	〒
		連絡先	
10	その他必要事項		

※ 大会等の要項（案）又はプログラム等を添付してください。

※ 変更承認申請書の場合は変更事項を朱書きのこと。

事業実績報告書

令和 年 月 日

一般財団法人大船渡市スポーツ協会会長 殿

団 体 名
所 在 地
代表者の職・氏名
電 話 番 号

令和 年 月 日付け大体協第 号で一般財団法人大船渡市スポーツ協会の
（ 後援 ・ 協賛 ）の承認を受けた事業が終了したので、次のとおり報告します。

- 1 行事の名称
- 2 実施期日
- 3 実施内容
- 4 参加者及びその人数
- 5 事業の成果
- 6 市体育協会以外の後援団体等